

平成 29 年度
『近江「美食都市」推進プロジェクト』関連業務委託
仕様書

1 委託業務の名称

平成 29 年度『近江「美食都市」推進プロジェクト』関連業務

2 業務の目的

平成 28 年度から平成 30 年度にかけて実施する『近江「美食都市」推進プロジェクト』において、実施される各事業(地域産品の調査・発掘・評価、一流料理人による料理セミナーの開催、地域産物の料理グランプリの開催、地域産品を使用するフードカーの開発、地域産品による食企画での集客)について分かりやすく発信する。

この度、本事業を契機とした「食」による効果的な観光客誘致と市内観光消費の拡大による地域経済の活性化を目的に、関連する一連の業務を委託する事業者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3 契約期間

契約の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) メディアミックス型情報発信

新聞や雑誌、テレビ、WEB 媒体などのメディアと良好な関係を構築し、『近江「美食都市」推進プロジェクト』関連の情報が各メディアで効果的に取り上げられるよう、メディアニーズ等の実態や動向を把握し、適切な対メディア戦略を企画立案し、メディア誘致等を行うこと。

(2) 広報物の制作及び配布

『近江「美食都市」推進プロジェクト』関連のチラシ、ポスター、SNS 等の広報ツールと「近江美食材マップ&カレンダー」を制作し、戦略的情報発信に資する配布、設置を行う。

※「近江美食材マップ&カレンダー」

「近江食材」とは、2 市 4 町で収穫され、美味しさ、販路の可能性、安定した生産体制を両立した食材を指し、地域性、収穫時期(旬)等の軸でピックアップし、「マップ&カレンダー」という形で取りまとめたものが「近江美食材マップ&カレンダー」である。主に国内外へプロモーションするパンフレットとして、従来のグルメマップと差別化し、彦根周辺地域を一度は訪れてみたい場所へとブランディングするために、食材にフォーカスしている。我々の地域にはすばらしい素材があり、それを調理する独自の方法が確立され、さらにはそれらを提供する店舗も存在し、訪れれば味わうことができる、といったストーリー性を感じていただけるものとする。

(2-1) 製作・配布の数量

種別	数量	仕様	配布先数	備考
近江食食材マップ& カレンダー	5,000 部	A4 カラー24 ページ (表 1~4 含む) 紙厚 90kg	300 箇所程度 ※旅行エージェント、宿泊業者、飲食業者を中心に配布	
チラシ (美食料理セミナー)	300 枚	A4 カラー両面 紙厚 90kg	300 箇所程度 ※市内飲食関係者を中心に配布	平成 30 年 2 月 ~ 3 月に 3 回開催予定
チラシ (美食料理グランプリイベント)	30,000 枚	A4 カラー両面 紙厚 90kg	300 箇所程度 ※旅行エージェント、宿泊業者を中心に配布	美食料理グランプリイベント全体 PR 用
チラシ (食企画イベント)	30,000 枚	A4 カラー両面 紙厚 90kg	300 箇所程度 ※旅行エージェント、宿泊業者を中心に配布	食企画イベント全体 PR 用
ポスター (統一)	2,000 枚	B2 カラー片面 紙厚 90kg	500 箇所程度 ※旅行エージェント、宿泊業者、飲食業者を中心に配布	美食料理グランプリイベント、食企画イベント全体 PR 用
SNS	—	—	—	

(3) 美食料理グランプリイベントの開催

平成 29 年度『近江「美食都市」推進プロジェクト』で予定されている以下の美食料理グランプリイベントの企画提案・運営を行うこと。

(3-1) イベント概要 (美食料理グランプリ)

近江食材を必ず使用して創作した料理でエントリーして、グランプリとして競い合うものとする。販売価格は、税込 500 円 (1 コイン) もしくは 1,000 円 (1 ペーパー) 程度の安価な価格帯とする。

審査方法は、一般審査として、エントリーした料理を食べたお客様が、Instagram に料理写真や感想を投稿し、その投稿数で決める。併せて、特別審査として、著名料理人等の審査員に各店を回ってもらい、近江らしさ・斬新さ・美味しさ・見た目・お値打ち感・ネーミング等の項目で採点し、一般客と審査員の審査を総合して評価する。

授与する賞は、最優秀店舗、最多投票賞、インスタ賞等を想定。部門は和食、洋食、中華、韓国、カフェ (ファーストフード含む)、スイーツ等を想定。例えば、特定の食材 (伊吹大根、多賀にんじん、秦荘のやまいも等) をお題として設定した場合、各食材部門で賞を与える。

また、開催時期には、各店舗でその料理に合う、湖東エリアを中心とした滋賀の地酒を併せて飲むことができたりして、近江の魅力を発信できるよう努める。

(3-2) イベントの期間

項目	期間
エントリー（募集）期間	平成29年12月21日（木）～平成30年1月22日（月）の33日間（予定）
メニュー考案・審査期間	平成30年1月23日（火）～2月5日（月）の14日間（予定）
広報期間	平成30年1月23日（火）～2月25日（日）の35日間（予定）
公開（提供）・投票期間	平成30年2月26日（月）～3月15日（木）の18日間（予定）
告知イベント	平成30年2月中旬頃（予定）
特別審査員による審査期間	平成30年3月12日（月）～15日（木）の4日間（予定）
優秀料理（店舗）の発表期間	平成30年3月21日（水・祝）の日没から20:00まで（予定）

(3-3) 業務の範囲

項目	範囲
企画運営管理	平成29年12月21日（木）～平成30年3月21日（水・祝）の91日間
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場セッティング	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場警備	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場スタッフ手配	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）に5人想定
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場音響・照明の手配	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場演者の手配	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場司会者の手配	平成30年2月中旬頃・平成30年3月21日（水・祝）
彦根城管理部局との調整	随時
告知イベント・優秀料理（店舗）の発表会場撤収	平成30年2月中旬頃・平成30年3月26日（月）～31日（土）

※優秀料理（店舗）の発表は、3月21日（水・祝）に食企画イベントとの会場にて同時開催予定。

(4) 食企画イベントの開催

平成29年度『近江「美食都市」推進プロジェクト』で予定されている以下の食企画イベントの企画提案・運営を行うこと。

(4-1) イベント概要 (彦根城梅林を活用した食とライトアップの祭典)

彦根城内の「梅林」(約400本)をテーマとした食とライトアップを組み合わせた集客イベント「ひこね梅と食と光のフェア」(仮称)を開催。効果的な梅林のライトアップとフードカーも合わせることで洗練された光と食と梅のコラボレーションを演出する。食と光で梅林を演出することで、花見の語源ともなった「梅見」の雰囲気を一層高め、桜だけではない新たな彦根城の楽しみを創出する。年度を重ねるごとに食企画イベントをテーマ別で増加させ、同時に持ち運びできるイベント用セット(机、イス等)を運用することで、時期や場所を問わない集客装置を仕掛けることが可能となる。

(4-2) イベントの期間

平成30年3月21日(水・祝)・22日(木)・23日(金)・24日(土)・25日(日)の5日間の日没から20:00まで

(4-3) 業務の範囲

項目	範囲
企画運営管理	平成30年3月21日(水・祝)・22日(木)・23日(金)・24日(土)・25日(日)の5日間
会場セッティング	平成30年3月21日(水・祝)・22日(木)・23日(金)・24日(土)・25日(日)の5日間
警備	平成30年3月21日(水・祝)・22日(木)・23日(金)・24日(土)・25日(日)の5日間
スタッフ手配	平成30年3月21日(水・祝)に5人想定
音響・照明の手配	平成30年3月21日(水・祝)
演者の手配	平成30年3月21日(水・祝)
司会者の手配	平成30年3月21日(水・祝)
彦根城管理部局との調整	随時
撤収	平成30年3月26日(月)～31日(土)

※イベント用セット(机、イス等)、梅林のライトアップ、フードカーは別途当会で手配予定。

(5) 定例のミーティングの実施

(一社)近江ツーリズムボードにおいて、随時ミーティングを行い、活動状況の報告および今後の広報戦略等について協議を行うこと。

(6) 活動実績および活動成果報告書の作成

リリースを行ったメディアおよびコンタクトしたメディアの履歴ならびに掲載記事や映像のクリッピングおよび広告換算額の算出を行い、翌月の10日までに報告すること。

※その他本業務の目的を達成するために有効な事業についても積極的に提案いただきたい。

5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出する。

①事業実績報告書、②関連資料データ一式

6 業務の進め方およびその他事項

- (1) 公募型プロポーザル参加時や業務履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこととする。また、著作権などに関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (2) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。
- (3) 受託者は、常に監督職員との連絡を密にし、事業内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、監督職員の指示を受け、それに従うものとする。
- (4) 成果物に関する著作権は、(一社)近江ツーリズムボードに帰属するものとし、当会や当会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (5) 本委託業務にかかるメディアへの取材実費等（取材旅費、宿泊費、協力費やその他経費）については、受託者で負担すること。
- (6) 本説明書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。

以上